

認定不法行為目録

番号	原告	不法行為	行為者	送金日	送金額	総送金額	弁護士費用
1-2	A2	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、平成25年10月8日頃、左記原告及び同居する原告の夫に対し、電話にて「友愛ホームの社債を購入する権利を譲ってほしい」、「原告の名前で1500万円の社債を購入した。」、「契約が成立しお金が振り込まれている。口座差替えという手続きをとり、クーリングオフをしてもらえれば解約できる。」、「口座差替えの手続きをとるために取引実績を作る必要がある。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G	平成25年10月8日	120万円	120万円	12万円
1-3A	A3	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、亡Cに対し、電話にて「バイオエネルギー株式会社が債券の募集をしている。」、「Cさんがバイオエネルギー社の債券を買ってくれば、うちが倍で買います。」、「お金を取扱っている部署が違うので、ゆうパックで送ってください。」等の虚偽の事実を申し向け、亡Cをしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G	平成25年8月16日	20万円	400万円	20万円
1-3B	A4			平成25年8月20日	80万円		
				平成25年8月29日	100万円		20万円
				平成25年9月10日	200万円		
1-4	A5	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「あなたのせいでネットバンキングで1千万円が宙に浮いてしまった。これは違法な取引だ。あなたを訴える。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G	平成26年5月15日	1000万円	1000万円	100万円
1-5	A6	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「3件ほど業者にあなたの名前が残っています。2件は取り消したのですが1件はお客様番号があるので消せませんでした。」、「名前を消すために、車いすをA6さんの名前で購入しました。」、「3000万円分の車いすを購入したことが問題になっています。」、「解決するには1000万円分の入居権を購入してもらう必要があります。」、「500万円で構わないので送ってください。」、「やはり1000万円分の入居権を購入してもらわないといけません。」、「支払ってもらえればすぐに返します。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G	平成26年3月8日	500万円	500万円	50万円
1-6	A7	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「あなたの行為は名義貸しであり違法です。当社に出た損害を補償してもらうことになる。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G	平成25年11月26日	160万円	860万円	86万円
				平成25年11月29日	280万円		
				平成25年12月3日	160万円		
				平成25年12月11日	260万円		
1-7	A8	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「バイオエネルギー株式会社の社債を購入して下さい。」、「A8さんが購入してくれた社債券は高値で買い取ってくれる相手が決まっているので安心して下さい。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G	平成25年8月16日	400万円	900万円	90万円
				平成25年8月22日	500万円		
1-8	A9	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「あなたの名義で2000万円が大阪のみずほ銀行心齋橋支店から送金されている。」、「名義貸しは罪になります。」、「600万円用意してください。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G	平成25年9月9日	600万円	1200万円	120万円
				平成25年9月13日	600万円		
1-9	A10	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「友愛ホームの社債を購入したいので権利を譲ってほしい。」等と述べた後、「代理購入は違法取引」、「解消するには多額の現金が必要。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G	平成25年11月11日	200万円	760万円	76万円
				平成25年11月13日	100万円		
				平成25年11月15日	300万円		
				平成25年11月19日	160万円		

1-10A	A11	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、亡Dに対し、電話にて「あなたは老人ホームに入る権利が当たった。その権利を譲ってもらえないか。」「あなたの名前でお金が振り込まれているが、名義貸しではないか。」「名義貸しは証券取引法違反なので、あなたの全ての預金が凍結される。口座凍結を解消するには1500万円が必要。」等の虚偽の事実を申し向け、亡Dをしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G	平成25年12月19日	500万円	1120万円	56万円								
				平成25年12月20日	100万円										
1-10B	A12			右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、亡Dに対し、電話にて「あなたは老人ホームに入る権利が当たった。その権利を譲ってもらえないか。」「あなたの名前でお金が振り込まれているが、名義貸しではないか。」「名義貸しは証券取引法違反なので、あなたの全ての預金が凍結される。口座凍結を解消するには1500万円が必要。」等の虚偽の事実を申し向け、亡Dをしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G		平成25年12月24日	200万円	1120万円	56万円					
							平成25年12月26日	320万円							
1-11A	A13	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、亡Vに対し、電話にて、三井住友キャピタルの田中を名乗り、「成寿園という会社が老人ホームを建設することになっている。」「亡Vがその老人ホームに関する債券を取得する権利を持っている。」「同債券の取得資金は上記三井住友キャピタルで用意でき、同人には迷惑をかけないので、同人が出資したことにして同債券を取得した後これを譲ってほしい。」等の虚偽の事実を述べた上、成寿園の本田を名乗り、「出資金が三井住友キャピタル名義で振り込まれており、成寿園としては受け付けられないので、亡V名義で1000万円振り込んでもらう必要がある。」「これを拒否するとVさんは三井住友のグループと共謀して私の会社を騙していることとなります。このままでは現在契約している他のお客さんの賠償金も支払うこととなりますよ。警察に逮捕されますよ。裁判になりますよ。」等の虚偽の事実を申し向け、亡Vをしてその旨誤信させ、右記の現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G			平成26年5月29日	800万円	800万円		40万円					
											1-11B	A14	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、架空会社である友愛ホーム株式会社のパンフレットと第2回新株引受権付社債申込書を送付した上、電話にて、太陽商事のアキモトを名乗り、「オレンジ色の封筒が届いていませんか。顧客の岡田さんが欲しがっているが、社債を購入できるのはパンフレットが届いた方だけです。A15さん名義で25口500万円分申し込んで欲しい。費用は全額こちらが負担する。」などと述べ、次いで友愛ホームの担当者を名乗り「A15さん以外の名義で振り込まれ、不正を疑われて口座凍結された。」などと述べた上、上記アキモトを名乗り、「岡田さんが外国に行っている。立て替えて欲しい。」とか、同アキモトまたは友愛ホームの担当者を名乗り、「もう一度送り直せ。」「名義変更に必要な金」である等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G	平成25年9月27日
1-12	A15			右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「友愛ホームの社債を買いたい法人では買えないので、買ってほしい。」「困りました。うちも不明金があると信用がなくなり、会社が潰れてしまう。損害賠償を請求する裁判を起こさなくてはならない。」「では不明金を差し替えるので現金を用意してくれ。差し替えの手続きが済んだら不明金と併せてお返しします。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G	平成25年10月4日	300万円	1060万円	106万円						
						1-13	A16			右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「友愛ホームの社債券は個人向けで買うことができないので、名義を貸して欲しい。」「名義貸しは違法で、友愛ホームは上場できなくなるし、あなたも処罰されるかもしれない。」「解消するには多額の現金が必要。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G	平成25年10月11日			400万円
1-14	A17	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「友愛ホームの社債券は個人向けで買うことができないので、名義を貸して欲しい。」「名義貸しは違法で、友愛ホームは上場できなくなるし、あなたも処罰されるかもしれない。」「解消するには多額の現金が必要。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G									平成25年10月15日			300万円
						1-15	A18					右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「成寿園の債権に関し「銀行から振り込まれたお金は銀行にいったん戻します。ですから、A18さんのほうで6月6日午前中必着で債権のお金1000万円をゆうパックで送ってください。そうすれば穩便に済ませます。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G	平成25年10月29日	500万円
1-16	A19			右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「A19さんも関わっている名義貸しの件で調べていて、500万円の罰金か懲役の可能性があります。」「名義貸しにならないようにするためにはあなたから1240万円を入れてもらう必要があります。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G			平成25年11月22日	400万円					600万円	60万円
						1-16	A19	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「A19さんも関わっている名義貸しの件で調べていて、500万円の罰金か懲役の可能性があります。」「名義貸しにならないようにするためにはあなたから1240万円を入れてもらう必要があります。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G	平成25年11月25日	260万円				
1-16	A19	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「A19さんも関わっている名義貸しの件で調べていて、500万円の罰金か懲役の可能性があります。」「名義貸しにならないようにするためにはあなたから1240万円を入れてもらう必要があります。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G							平成25年11月27日	200万円				
						1-16	A19			右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「A19さんも関わっている名義貸しの件で調べていて、500万円の罰金か懲役の可能性があります。」「名義貸しにならないようにするためにはあなたから1240万円を入れてもらう必要があります。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G	平成25年11月28日	200万円		
1-16	A19			右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「A19さんも関わっている名義貸しの件で調べていて、500万円の罰金か懲役の可能性があります。」「名義貸しにならないようにするためにはあなたから1240万円を入れてもらう必要があります。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G							平成25年10月9日	500万円	600万円	60万円
						1-16	A19	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「A19さんも関わっている名義貸しの件で調べていて、500万円の罰金か懲役の可能性があります。」「名義貸しにならないようにするためにはあなたから1240万円を入れてもらう必要があります。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G			平成25年11月12日	500万円		
1-16	A19	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「A19さんも関わっている名義貸しの件で調べていて、500万円の罰金か懲役の可能性があります。」「名義貸しにならないようにするためにはあなたから1240万円を入れてもらう必要があります。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G									平成25年12月19日	300万円		
						1-16	A19			右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「A19さんも関わっている名義貸しの件で調べていて、500万円の罰金か懲役の可能性があります。」「名義貸しにならないようにするためにはあなたから1240万円を入れてもらう必要があります。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G	平成25年12月25日	300万円		
1-16	A19			右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「A19さんも関わっている名義貸しの件で調べていて、500万円の罰金か懲役の可能性があります。」「名義貸しにならないようにするためにはあなたから1240万円を入れてもらう必要があります。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G							平成25年9月30日	1240万円	1320万円	132万円
						1-16	A19	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「A19さんも関わっている名義貸しの件で調べていて、500万円の罰金か懲役の可能性があります。」「名義貸しにならないようにするためにはあなたから1240万円を入れてもらう必要があります。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G			平成25年10月8日	80万円		

1-17	A20	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「友愛ホームの社債券を買えば、井六園の証券の購買計上がされるので、売却できる。社債券の購入資金はこちらで用意する。」「第三者からの振込みは名義貸しによる不正入金となり、口座を凍結された。凍結されたままだと社債全体にかかわり数千万円の損害賠償を請求する話になる可能性がある。」「凍結された資金と同額を送金してくれば、凍結を解除して社債券を発行できる。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G	平成25年9月19日	100万円	800万円	80万円
				平成25年9月25日	100万円		
				平成25年9月27日	100万円		
				平成25年10月3日	300万円		
				平成25年10月29日	200万円		
1-18	A21	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「あなたが他人にお客様番号を教えたせいで会社の口座が凍結された。あなたが当社の債券を購入したことにすれば口座も回復するし、あなたの登録も削除します。お金も登録解除の際に返します。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G	平成25年10月2日	40万円	200万円	20万円
				平成25年10月15日	160万円		
1-19	A22	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて、成寿園の社債に関し「三菱フィナンシャルグループにあなたの名義を貸していませんか。あなたに損害賠償を請求しなければいけません。」「1500万円を実際に送ってほしい。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G	平成26年6月19日	100万円	100万円	10万円
1-20	A23	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「アシダへ電話して株をゆずってもらえるか聞いてほしい。」「代わりに買ってくれませんか。」「それを良い値段で買いますよ。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G	平成25年7月30日	320万円	4820万円	482万円
				平成25年8月1日	700万円		
				平成25年8月2日	500万円		
				平成25年8月5日	800万円		
				平成25年8月8日	1000万円		
平成25年8月9日	1500万円						
1-21	A24	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて、「友愛ホームの株式を1株20万円で60株買って欲しい。」「友愛ホームはアスカクリエイイトに社名が変わったが上記60株のことが裁判所にばれたので左記原告らは罪になり、これが家族に知られれば家族に迷惑が掛かる。」「1600万円を出してもいづれ返ってくる。」「弁護士費用として70万円が掛かる。」「娘が交通事故に遭ってしまってお金を返しに行けないのでお金を貸してほしい。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B9 被告B11 G	平成26年1月8日	400万円	1100万円	110万円
				平成26年1月16日	600万円		
				平成26年3月13日	20万円		
				平成26年3月19日	50万円		
				平成26年4月14日	15万円		
平成26年4月15日	15万円						
2-1	A25	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「ジャパンメディカル株式会社の公共事業債を購入する権利に当選しました。公共事業債は、持っているだけで利子がつきます。1口10万円のを15口分購入しませんか。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B10 被告B11 G	平成26年4月18日	150万円	150万円	15万円
2-3	A45	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「ジャパンメディカルの債券を購入できる権利が当たった。同社の債券を購入してくれば高い金額で買い取る。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B10 被告B11 G	平成26年4月10日	100万円	350万円	35万円
				平成26年4月14日	250万円		
3-1	A27	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「老人ホームを設立するのに債権を集めています。」「A27さんにも権利がある。」「権利を譲っていただけませんか。」等述べた後、「名義貸しは犯罪。」「300万円送れば名義貸しをなかったことにし、300万円も返金する。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B11 G	平成26年6月12日	300万円	300万円	30万円

3-2	A28	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「永進の株式を購入すれば、持っている未公開株を買取する。」「送金者が異なっているので、あなた自身からの送金が必要である。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B11 G	平成25年8月19日	300万円	1500万円	150万円
				平成25年8月20日	600万円		
				平成25年8月23日	400万円		
				平成25年8月26日	200万円		
3-3	A29	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「詐欺の被害に遭われた方を救済する給付金制度ができました。請求されますか。」「財産がないことが申請の要件です。あとで財産があることがわかると罰せられます。財産として保険金があるのなら、解約して、返戻金を郵送してもらえれば、財産がないこととして申請書を書き換え、証書にその金額を上乗せして作成します。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B11 G	平成26年6月6日	458万5852円	458万5852円	45万9000円
3-4	A30	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、日本銀行のムラタを名乗り、電話にて「あなたが行った国民保護対策支援金の申請に違反があった。あなたと旦那さんの資産を凍結することになります。凍結を防ぐためには、口座にある預金を全額払い戻して、送ってください。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B11 G	平成26年3月26日	300万円	409万9128円	41万円
				平成26年3月27日	109万9128円		
3-5	A31	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「永進という会社の株を買えば関西フロントという会社が高く買い取ってくれる。」等と述べた後、「名義貸しの違反行為を知られた。」「解決するには1000万円が必要。」「その後お金は戻ってくる。」「370万円を用意するので630万円を送って欲しい。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B11 G	平成25年8月23日	519万円	519万円	51万9000円
3-6	A32	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「当社はロト6の当選番号の情報を事前に買い付けて特別な会員に情報を提供する会社です。ロト6の2等の当選番号を提供することができます。特別会員になりませんか。」「とりあえず用意できるだけのお金を支払ってくれ。」「他の特別会員に迷惑がかかる。」「肩代わりした50万円を返せ。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B11 G	平成25年6月7日	75万円	175万円	17万5000円
				平成25年6月17日	100万円		
3-8	A34	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「詐欺にあった人を対象に支援回復する国の機関の者です。」「お金を返してもらおう手続きをしませんか。」「(詐欺で取られた)260万円を送ることに決定したのですが、あなたの振込口座にお金が多く預金されているので、契約の条項に違反している。」「東京にいる塚本保彦という公認会計士に口座から下したお金を送れば、違反している契約に引っかからないようにできる。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B11 G	平成25年7月23日	180万円	3991万9367円	399万2000円
				平成25年7月31日	157万9357円		
				平成25年8月7日	584万0665円		
				平成25年8月9日	1537万2007円		
				平成25年8月20日	672万3089円		
				平成25年8月21日	611万2904円		
				平成25年8月23日	249万1345円		
3-9	A35	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「国民経済保険機構が詐欺被害者の救済をしている。」「公認会計士が貴殿名義の口座を調べたところ、口座残高等の資産が100万円を超えているので、口座の残高を全て出金して公認会計士に手続をしてもらう必要がある。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B11 G	平成25年10月24日	309万5446円	1009万1359円	101万円
				平成25年10月26日	180万円		
				平成25年11月6日	424万1844円		
				平成25年11月8日	95万4069円		
3-11	A37	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「株式会社永進という福祉関係の会社を買収したい。A37さんの名義で永進の社債を買ってほしい。お金は当方が振り込むのでA37さんは払う必要がない。」「受付ができなかった。入金記録を消去することになるので、いったんお金を送ってほしい。別途処理してA37さんに返却する。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B11 G	平成25年7月25日	200万円	600万円	60万円
				平成25年7月30日	200万円		
				平成25年8月1日	200万円		

3-12	A38	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「当社の税金対策上、株式会社永進の社債を買って欲しい。お金は当社から永進に直接振り込むので、A38さんの名前で申込だけしてほしい。」「いったん申し込みをしたA38さん自身で200万円を振り込みなおしてもらい、後日、200万円は不受理金として返還する。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B11G	平成25年6月27日	200万円	1200万円	120万円
				平成25年7月1日	200万円		
				平成25年7月2日	200万円		
				平成25年7月4日	200万円		
				平成25年7月8日	200万円		
				平成25年7月10日	100万円		
				平成25年7月12日	100万円		
3-13	A39	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「現在100名以上の会員がおり、その中から抽選で8名を選出し、その者に対してロト6の当選番号を教える。」「契約料は252万円である。」、さらに、「情報を漏らした。」「訴訟を起こす。」「違約金は100万円。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B11G	平成25年10月24日	100万円	100万円	10万円
3-14	A40	右記行為者欄記載の被告らは、氏名不詳者と共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、同人が以前に詐欺被害にあっていたところ、電話にて、「被害給付を受けることができる。」「犯罪被害者支援機構から支援を受けるためには同人の貯金から払戻しを受けた上、現金を送ってもらう必要がある。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告ら及び上記氏名不詳者の指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B11G	平成25年6月19日	890万円	1182万1884円	118万2000円
				平成25年6月26日	292万1884円		
3-15	A41	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「以前、被害に遭われた方に地域経済支援基金というものを紹介しています。よろしければ申請をしてみませんか。」「口座に90万3千円以上の残高があると、給付金を受け取ることができない。」「公認会計士の先生なら何とか出来るので、一旦、預金をすべて引出して公認会計士に郵送して下さい。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B11G	平成26年3月18日	84万円	84万円	8万4000円
3-16	A42	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「経済回復支援基金の給付金は口座に残高があると受け取れない。口座を解約して引き出した現金を送ってください。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B11G	平成25年11月27日	755万0801円	8273万5678円	827万4000円
				平成25年11月29日	1176万2634円		
				平成25年12月9日	3064万5653円		
				平成25年12月11日	852万4630円		
				平成25年12月12日	2100万円		
				平成25年12月13日	325万1960円		
3-17	A43	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「ロト6の当選番号を教えますよ。」「当社が運営する特別メンバーに欠員ができたので、メンバーとして推薦ができます。」「メンバーとして登録しませんか。」「最初の登録料として20万円がいります。指定する住所に、郵便局から20万円を送って下さい。」「当選番号の情報を教えるので、300万円を送って下さい。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B11G	平成25年7月30日	200万円	200万円	20万円
3-19	A44	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前頃、左記原告に対し、電話にて「1000万円が入金されたので証券を送る。」「金融庁から調査が入る前にキャンセルの形をとるために送金してほしい。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告B11G	平成26年2月3日	500万円	500万円	50万円